

令和 4 年
第 3 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和4年第3回立川市農業委員会総会日程

日時 令和4年3月25日（金）午後2時

会場 302会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明書について
 - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和4年第3回立川市農業委員会総会

令和4年3月25日（金）

立川市役所302会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君
 次長 奥野 武司 君
 係長 原島 邦雄 君
 主事 小林 史弥 君

午後 2 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

今日はお 1 人だけ、ちょっと体調が悪いということで欠席でございます。

また、新型コロナウイルスのまん延防止も、ここで解除になりまして、私たち農業委員活動も、今までよりは緩和されるということもできるのではないかと思います。

私ごとではございますが、私もずうっとオンラインで会議を毎月していたんですが、来月からは毎月、南新宿ビルまで、今度あたりから行く予定だったんですがけれども、また来月からは新宿まで行かなくちゃいけない。それがちょっと大変かななんて思っております。

ということで、今後は緩和されるんじゃないかと思いますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 4 年第 3 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席していただいておりますので、本総会は成立しております。

本日の総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は 4 番の小峰委員、5 番の清水清史委員にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項、(1) 事務報告、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 3 件、(3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 2 件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、私のほうから御報告申し上げます。本日は開催時間の變更に御協力をいただきまして、ありがとうございます。

 まず初めに事務報告でございます。お手元の資料を御用意ください。

 3月7日（月）、今年度の顕彰事業におきまして受賞されました皆様への表彰状授与式を開催いたしました。市長から3名の受賞者の方々に表彰状をお渡しいたしました。

 3月17日（木）、東京都農業会議第130回通常総会等が書面決議やウェブ開催に變更の上、開催となっております。

 本委員会といたしましては、3月15日（火）に総会に向きました現地調査を行い、本日、25日（金）、令和4年第3回の総会、終了後に全員協議会を開催いたします。

 明日以降、新年度の予定でございます。

 4月14日（木）、総会に向けた現地調査、26日（火）、令和4年第4回総会、終了後に全員協議会の開催を予定しております。

 報告事項（1）事務報告は以上でございます。

 続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。お手元の資料、第3回立川市農業委員会総会報告を御覧ください。

 まず、報告事項（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出3件について御報告をいたします。

 申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

 1件目。農地の所在は柴崎町4丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は1筆が宅地、もう1筆が公衆用道路。面積は合わせまして264㎡。転用目的は住宅用地でございます。

 2件目。農地の所在は幸町2丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は合わせまして908㎡。転用目的は住宅用地でございます。

 3件目。農地の所在は富士見町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は28㎡。転用目的は住宅用地で

ございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第７号の規定による届出２件について御報告いたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人等の状況につきましては記載のとおりでございます。

１件目。農地の所在は栄町３丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は１９㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目。農地の所在は一番町４丁目の３筆。地目は、登記簿上が畑、現況も全て畑。面積は合わせまして１，５７１㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま御報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 そうしたら、質問がないので、報告事項はこれで終了をいたします。

続きまして、議案第１号、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、１件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第１号、農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を３月１５日、申請者立会いの下、会長、粕谷委員、岡部委員、鈴木和昌委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は西砂町５丁目の１筆になります。略図１を御覧ください。略図１は五日市街道と西砂川街道の交差点東側、西砂郵便局北側に位置する農地で、露地野菜が植え付けられておりました。略図１で四角く特例適用を除外されている箇所は、シンボルツリーが植えられているところになります。ま

た、南側農機具置場についても一部特例適用農地から除外しております。こちらの農地は境界も確認でき、肥培管理も良好でした。

議案第1号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を粕谷委員、岡部委員、鈴木和昌委員は今日は欠席ですね。横幕委員と、あと私、鈴木でございます。

それでは、まず初めに、粕谷委員、お願いします。

3番 この方は、息子さんがほぼメインで農業をやっている、非常に熱心な方です。最近では、聞いた話では、ショウガのパウダーを作っているということで、加工用の施設等も造って、かなり積極的にやっておられます。

圃場のほうですが、非常にきれいに管理されていて、ニンジンとかダイコンとか冬野菜も残っているのと、あと、もう春用の何か、何を植え付けているかまでは分からなかったんですが、植え付け等もしてあり、ほかのところもきれいに除草されていて、非常に管理された畑です。

この四角いところですが、築山みたいに土が盛ってあって、ちょっとシンボルツリー等が植えてあり、それと、南のはみ出した部分は、ハウスがちょうどその部分だけ出ているということで、省いていただきました。問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岡部委員、お願いします。

9番 こちらの畑なんですけれども、縦に長い、本当に管理されているきれいな畑でした。境界くいも確認できましたし、生産物は、みの一れなんかに結構一生懸命出荷しているようです。問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今、お2人の委員さんがおっしゃったとおりです。境界を確認しまして、大変きれいに管理されているのも確認できました。端の四角いシンボルツリーの部分は外してあるということです。ですので、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、私のほうから報告をいたします。

この方は、各委員の皆さんからの報告がありましたとおり、非常に畑のほうもきれいにしておりまして、一生懸命、息子さんのほうが、どちらかというとやられているということでございます。みの一れなんかにもインターネットを通じてネット販売などもして、あと、周りもおしゃれな建物とかがあって、非常にきれいになっておりまして、境界のほうも全て確認をしておりますので、問題ないかと思われま。

以上になります。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

申請人 皆さん、こんにちは。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 先日は、どうもありがとうございました。また、今日はお忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人の方には相続税猶予制度は十分御理解いただいていると思いますが、本総会において改めて意思確認をさせていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと

思いますので、御協力お願いしたいと思います。

それでは、初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。本日、農業経営部会長が欠席ということで、副会長にお願いしたいと思います。

それでは、島田農業経営副部会長、よろしく申し上げます。

16番 本日は、お忙しい中お越しいただき、ありがとうございます。

幾つか御質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

相続税納税猶予制度は、東京など首都圏で高い相続税のため農地を手放さなければならず、農業経営が続けられなくなってしまわぬよう、農業だけに適用される特別な制度です。そして、この制度の適用を受けた農地には、申請者御本人などが生涯にわたり農業経営を続けていく義務が生じます。仮に病気やけがなどの状態が生じたとしても継続していかなければなりません。

そこで、お尋ねいたします。

申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

また、万が一、御自身での農業経営が難しくなられた場合の御家族の方などの御協力はいかがでしょう。

よろしく申し上げます。

申請人 ただいまの御質問に対しまして回答させていただきます。

私ども、今回も3反余りと、標準的な立川の農家と比べますと小規模の畑になります。ただ、15年前に父が亡くなって、そこで昨年、母が亡くなって、ずうっと戦後長い間、農業を営んでまいりましたので、今回も私も今後、納税猶予の制度を認識しまして、今後も生涯にわたって農業経営、また、もちろん適正な耕作、肥培管理等も行っていきたいと決心しております。

そしてまた、もし万が一、私もそれなりの年齢を迎えておりますので、体の不調とか、あるいは突発的なことが起きたときに、私の長男が現在40歳なんですけれども、10年ほど前から勤めを辞めて専業農家で、もう就いておりますので。また、

長男の妻もその関係の仕事も長くやっているものですから、協力者としては心配ないかと思っております。よろしく願います。

16番 ありがとうございます。

これからも健康に十分留意され、農業経営を続けていっていただければと思います。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いします。

3番 年度末のお忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。御本人も農業委員をやっておられたので、猶予制度については十分御承知だとは思いますが、改めてお聞きしたいと思います。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう、様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お聞かせください。

申請人 お答えします。

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、私自身がまず、農業経営の主たる農業経営者というところで従事してまいりたいと思っております。先ほどちょっと長男夫婦の話も出させていただきましたけれども、まだまだ年齢的にも、

あるいは気持ち、やる気の問題も、かなり前向きになって従事しておりますので。

万一そのような、それも含めての営農が我が家で難しいというような事態が起きたときに、まず農業委員会、あるいは農業委員さんのほうに御相談させていただいて、対応方針を決めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地について、肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。体には十分気をつけて、息子さんと一緒に頑張ってください。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないようなので、私のほうから申請人の方をお願いしたいと思います。

ただいま両部会長から、いろいろな質問にお答えいただきましたけれども、相続税猶予制度というものは国の制度でございます。3年に1回、税務署に報告する義務がございます。そして、その前に農業委員会が現地を調査に伺います。それで適正に肥培管理もされていれば、あとは総会において証明書を発行することになりますので、これからも肥培管理等をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、この封筒の中に、先ほど両部会長からいろんな御質問等のお話がありました内容が記載されておりますので、お帰りになりましたら、息子さん等、御家族の皆さんに目を通していただいて、ぜひ御理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日はお忙しい中、ありがとうございました。こ

れで終わりたいと思います。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、8件を議題に呈します。

なお、第2号の案件のうち、委員の世帯に関わる案件がありますので、当該案件の際、一旦退席をお願いします。

それでは、議案第2号の1について事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

現地調査を3月15日、申請者、会長、高杉委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

議案第2号の1、特例農地は富士見町3丁目の1筆となります。略図1を御覧ください。略図1は、東京都農林水産振興財団研究センターの農場の西側に位置する農地で、ブドウを中心にブルーベリーなどが植え付けられておりました。境界が確認でき、肥培管理は良好でした。

議案第2号の1については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明、1番を高杉委員、横幕委員、お願いします。

それでは、高杉委員、お願いします。

12番 この方の畑はブドウ畑中心で、北側にブルーベリーとルッコラが植えられており、下は芝が張ってあったかな。とりあえず草などはそれほど生えておらず、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 この方は大変きれいに管理されていたと思います。1本、とても大きな梨の木がありまして、これはもう100年を超えているという、この方のお父さんが農業試験場で開発した梨を日本で最初に栽培した梨の木だという、貴重な木を見せていただきました。

そのほかのところは、とてもきれいに管理されていたと思いますが、普通、砂川ですと、隣家との境にはお茶の木を植えてあるんですけども、こちらはマキの木を植えてありまして、ちょっと尋ねましたら、消毒をするときの配慮だということのを伺いまして、本当にいろいろ配慮もされているんだなと思いました。

あと、もう1つ面白かったのは、モグラ農法ということで、直接樹木に肥料をやらないで、モグラの巣へ流し込むことで無農薬にできるという話を伺って、とても面白いと思いました。問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんね。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないと認め、採決に移ります。

議案第2号の1について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、議案第2号について事務局より説明をお願いいたします。

次長 では、引き続き、議案第2号について調査結果を御報告いたします。

現地調査につきましては、申請者、申請者代理人、会長、金

子委員、内野委員、鳴島委員、島田加美委員、嶋田貞芳委員、井上委員、横幕委員、事務局で行ってございます。

議案第2号の2、特例農地は幸町5丁目の1筆となります。略図2を御覧ください。略図2は、幸小学校北側に位置する農地で、ハナミズキなどの植木が生産されておりました。こちらの農地も境界が確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の3、特例農地は砂川町2丁目の1筆となります。略図3を御覧ください。略図3は、国営昭和記念公園北通りと大山道の交差点西側に位置する農地で、キャベツなどが植え付けられておりました。こちらの農地も境界が確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の4、特例農地は上砂町4丁目の6筆となります。略図4を御覧ください。略図4は、見影橋公園の西、玉川上水を挟んで南北に位置する農地で、ハナミズキやモミジなどの植木が生産されておりました。一部、自宅に近い農地に砂利が入り込む状況となっておりましたので、取り除かれるよう依頼してございます。いずれの農地も境界が確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の5、特例農地は砂川町8丁目の1筆、上砂町2丁目の1筆となります。略図5-1を御覧ください。略図5-1は、西武拝島線武蔵砂川駅から東、見影橋公園から玉川上水を挟んで北側に位置する農地で、タマネギなど露地野菜が生産されておりました。一部境界が不明瞭となっておりましたので、くいを設置を確認いただくよう依頼してございます。また、農具が置かれたままになっておりましたので、整理いただくよう依頼いたしました。肥培管理は良好でした。

続いて、略図5-2を御覧ください。略図5-2は、五日市街道に面する自宅南側の農地で、露地野菜が生産されておりました。一部境界が不明瞭となっておりましたので、確認いただくよう依頼してございます。なお、肥培関係は良好でした。

続いて、議案第2号の6、特例農地は一番町1丁目の5筆、4丁目の2筆となります。略図6-1を御覧ください。略図6

ー 1 は、天王橋交差点の南西、昭島市との市境の農地で、イチヨウが植え付けられておりました。一部、イチヨウの切り株が放置されていた箇所がありましたが、確認したところ、伐根後、ハウス建設予定地とのことをございました。境界は確認してございます。

続いて、略図 6－2 を御覧ください。略図 6－2 は、残堀川に架かる田堀橋の西側にある農地で、耕うんされておりました。確認したところ、今後ネギまたはカボチャの植え付けを予定しているとのことをございました。また、北側の細い短冊状の部分は、道路境界側に植わっているタラノメを順次農地側へ広げていくとのことでしたが、現状広がるに至らず、農地としての活用が見受けられませんでした。境界は確認できました。

略図 6－3 を御覧ください。略図 6－3 は、西武拝島線北側、残堀川南に位置する農地で、ナガネギが生産されておりました。こちらは境界が確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 2 号の 7、特例農地は西砂町 6 丁目の 1 筆となります。略図 7 を御覧ください。略図 7 は、市役所西部連絡所の東、御自宅北側にある農地で、コマツナ、ハクサイなどの露地野菜が生産されておりました。こちらの農地も境界が確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 2 号の 8、特例農地は富士見町 4 丁目の 3 筆となります。略図 8 を御覧ください。略図 8 は、滝ノ上会館北側にある農地で、ジャガイモなどが植え付けてありました。こちらの農地も境界が確認でき、肥培管理は良好でした。

議案第 2 号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明、2 番を金子委員、横幕委員、3 番を内野委員、横幕委員、4、5 番を鳴島委員、横幕委員、6 番、島田加美委員、横幕委員、7 番、嶋田貞芳委員、横幕委員、8 番を井上委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、まず2番を金子委員、お願いします。

2番 この方は、多分すごい高齢なので、ほとんどが息子さんが仕事は行っているんですけれども、その息子さんも、ちょっと今、体調が悪くて、今度は孫が一生懸命やっけていまして、畑自体は、先ほど次長が言ったとおり、植木でハナミズキが植わっていて、境界石のほうも確認はできましたので、肥培管理も良好だから問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

次に、3番ですね。内野委員、お願いします。

8番 この方なんですけれども、今、農地のほうは、申請者の方が体調不良で農作業ができないということで、知り合いの農家の方に委託という形で野菜のほうは作ってもらっているそうです。境界石も確認できましたし、肥培管理も良好で、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 同じく問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番、5番を鳴島委員、お願いします。

7番 4番の方ですが、土地の面積もかなり広い状態なんですけれども、境界は確認できて、肥培管理も良好でありました。先ほど説明があったとおり、ハナミズキ等の苗木が結構植えられているという。見た感じは大変きれいにやったということですが。実際、この方は息子さんのほうも、これから試験場に行つて、これから参戦するというので、全然問題ないんじゃないかと思います。

それから、5番の方なんですけれども、5番の方は、特に朝早くからよく働く有名な方でして、今、息子さんも一緒にやっけてい

るということで、大変朝からよくやる農家としてやっております。境界のほうは、多少、家等の関係で、ちょっと分かりづらかったので、はっきりしていただくということで、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 4 番の方のときには、剪定枝の処理が難しい話を伺いました。この方は広いので、それなりの対応をしておられるようですけれども、切った後に放置して腐らせると10年はかかるのか、あとは燃やすしかないとか、なかなか農家で剪定すると、その後の処理が大変だなということが、よく分かりました。この方の場合は、そこはきちっとされておって、特に問題はなかったと思います。

それから、5番の方は、広いところ、大変たくさん農具をお持ちで、その管理だけでも大変だなと思いましたがけれども、よく耕作されているようでした。

議長 ありがとうございます。

次に、6番ですね。島田加美委員、お願いします。

1 6 番 この方は、この頃、足のほうが悪いようで、息子さんのほうがやられております。

略図6-1なのですが、ここは三角の細長いところで、イチヨウが植えてありました。いずれこれからまた木を片づけて、ハウスを作るということでした。境界は確認できました。

略図6-2ですけれども、ここも境界は確認をでき、大きいところですか。ここは今までネギを作っていたんですが、終わって、これからカボチャか、またネギを作るということでした。この上側の細いところですね。これは草等、またいろんなものが、幹だとか、いろいろありましたので、これはきれいにさせていただくように伝えました。また、ここはタラノメを出すということでしたので。

略図6-3は、ここはネギが作られており、境界のほうは1か所ちょっと分からなかったもので、分かるようにしておいてく

ださいということでも伝えました。少々ネギの植えられているところの周りが、草がありましたけれども、特に問題は無いと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 6-2 ですけども、先ほどもありましたが、ちょっと細長い部分です。前回この調査に行ったときには、シートがかぶられてありまして、今回それを撤去したということで、こういう時期ですので草も生えていますし、後の管理がちょっと大変だなと思います。御本人は、ここにタラノメを植えていきたいというお話でしたが、マンホールがあつたり、電柱にかかる柱があつたり、なかなか大変な場所だなという感じはいたしました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7 番を嶋田貞芳委員、お願いします。

6 番 この畑ですけども、肥培管理は非常によく、多種にわたり作付がされていまして。境界のほうも全て確認できましたので、特段問題になることはないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今おっしゃったとおりです。境界も確認して、大変きれいに管理されていまして。問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。

次に、8 番、井上委員、お願いします。

1 5 番 この方は、回覧はよく持って行っていたんですが、実は初めてこの方の畑を見ました。といいますのが、やっぱり道路から全然見えないところにあるので、都市農地の典型で、これからこういう畑が増えるのかなという気もしました。ただ、同時に、周りが住宅街なので、結構いろいろ御苦労されているなという印象を持ちました。近隣に迷惑がかからないようにすると

いう意味ですけれども。でも、良好に維持されているというふうに思いました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 この方は、もう高齢なんですけれども、大変頑張って、よく管理されているなと思いました。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明の件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。お願いします。

2 番 すみません。6番で、6-2の略図を、もう1回説明が欲しいんですけれども、このB-1の上の細かい細いところ。このところは、もう何年も前から調査したり、言っているところなんですけれども、その都度、シートがあったり、それは片づけると言ったり、今度はタラノメが植わっていますけれども、作るというのは、やっぱりその行為が見られないですよ。もう数年前から。もう1年や2年じゃなくて、かなりその都度言っているところなんですけれども、これはもう1回、この部分だけどうにかならないのかなと言えないんですかね。どうですかね。外すとか、上部もきれいにするとか。

議長 この方のところは、非常に確かに細いんですね。幅が2m、3mぐらいでしたかね。それで、隣がもう住宅で、すぐ隣はもう道路という形で、あと、周りにタラノメの木が植えてあって、それだけだと駄目ですよということで、そこのところも何か植えてくださいということは、お願いもしたんですね。それで、ここも何か植えるというような話は、してもらったんですけれども、何ととってもすごい細いので。ただ、当日調査に伺ったときには、本人ではなく息子さんが来ていて、何か質問すると、お父さんに電話をして確認を取りながらしていた状態でしたので、私は今回初めて行ったわけなんですけれども、確かに前回、ブルーシートが敷いてあったということで、この辺、ちょっと地元の農業委員さんは、これは以前から、この農地は変わってはいないんでしょうか。その辺ちょっと分からないんで

すけれども。

1 6 番　そうですね……。ただ、特別何を作っているという場所ではないようなところですね。

2 番　基本的に、生産緑地として申請して、できない場所ではないんですけれども、その都度、そういう答えが今まで返ってきて、改善がされていないんですよ。この部分に関しては。だから、そののところはどうなのかなということで、自分としては、ちょっとねという判断です。

以上です。

議長　ただいま金子委員からも、そういった意見がございました。何かほかの委員さんで、この件について御意見などありましたら、お願いしたいと思います。

粕谷委員、どうでしょうか。

3 番　私は、これは現地で、どこか見たことないんですが、栽培を目指してやっているのであれば、それなりにちゃんとやっていただかなければいけないのかなという気がしますけれども。御本人がなかなか手が回らないというところも、もしかしたら、もう高齢という話なので、あるのかなとは思いますが、その辺は少し努力していただかないといけないのかなと思います。

以上です。

議長　そのほか……。どうですか、島田委員。

1 6 番　ここを農地としてちゃんと使っていただくように、またお伝えいたしておきます。それでよろしいでしょうか。

2 番　ただ、毎回毎回、それでやってくれればいいと通していたんだけど、改善のあれないから、その部分だけは今回通したにしても、また同じことになるのかな。約束が取れば構わないんですけれども、何とも言えないです。皆さんの判断に任せます。

議長　確かに、これは前回もブルーシートもあったりして、そういった指摘があったりして、ちょっと問題があった農地ということでございましたのでね。

この分に関して、例えば以前、あるところでは、なかなか改

善してもらえなくて、証明書の発行を1か月遅らせたときも、1回はありました。なので、もしくは今回1か月延ばして、次回の総会にやるとか、そういうのが可能であれば、そういうことも1つは関係というか……。

田中委員、お願いします。

10番 多分1か月延ばすということになるんですけども、税務署のほうの期限はどうなんでしょうかね。

議長 その辺がちょっと分からないんですけども、どうですか。

係長 税務署のほうでは、申請手続をして、申告の手続をしていただいて、農業委員会の証明書については申請中というところで手続ができる場合もあるということです。申告の手続は進めていただくと。その上で税務署に証明の手続も進めているということで、御相談いただく形になってまいろうかと思いません。

2番 いいですよ。これでオーケーしても。ちゃんとやってくれば。そうすると、また3年延びても同じかなと思われるから。

15番 分からないんですけども、例えば文章を送って、それで、いつまでにという期限を決めてやってもらうことは、できないんですか。

2番 前もやりましたけれどもね。

15番 そうなんでしょうか。

ここを見ると、オリエンテーションから見ると、日当たりもいいので、多分これは上が北ですよ。だから、日当たりもいいので、果物とか何かはできると思うので。

2番 本当に狭いんですよ。だから、果物を植えても隣の住宅に……。

15番 だから、多分、植えられるとすると、ブルーベリーぐらいだと思いうんですけども。だから、ブルーベリーぐらいを植えて、道路から取るというか、道のほうから取るみたいな、そういう話だと思いうんですけども。やるとすればそのぐらいかなという……。

議長 暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 3 分 休憩

午後 2 時 5 7 分 再開

議長 それでは、再開をいたしたいと思います。

今、事務局とお話をさせていただいて、結果として、今回は証明書の発行は見送るといような形を取っていったらどうかなという結論が出まして、その中で文書を作っただいて、次回の現地調査までに、例えば何か植えられるように耕作をできる、例えば耕して植える状態にしておいていただくとか、何か植えておいてもらうとか、農地らしく植えられる状態とかにしておいてくださいといような内容の文書を、地元の農業委員さんにじかに渡していただいて、今日のこの話した内容も、ちょっと説明をしていただいて、それで、次回の現地調査で確認をして、次の4月の総会で皆さんにお諮りするよな形を取ったらどうかなといことで、今、事務局と話したんですね。そういうことでございます。

ということで、金子委員、いかがでしょうか。

2 番 その部分だけ反対しているだけで、ほかは別に反対していない。

議長 一応、以上でございます。

ということで、あとは全体の中で採決を取りたいと思います。よろしいでしょうか。

質問、いいですか。

1 2 番 すみません、ちょっと。

ここの細長いところは特定生産緑地の申請をしているんですか。

議長 当然しております。要は、猶予を受けているといことでございます。

1 2 番 ここだけ筆が違うんですかね。

議長 受けていますよね。

係長 詳細のところにつきましては、ちょっと確認をしておりませんが、納税猶予の適用を受けていらっしゃるといところについては基本的に申請をされているものと考えてございます。

こちらのほうは54-17に該当する部分ということですので、そちらの筆というところに当たると思います。

議長 高杉委員、よろしいでしょうか。いいですか。

12番 はい。

議長 そのほかに御質問ありますか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移りたいと思います。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。ありがとうございました。

それでは、先ほどの番号6の方の文書を作成していただいて、地元の農業委員さんのほうにお渡しして、地元の農業委員さんには説明も含めてお願いしたいと思います。

16番 54-17ですか。その番地。ここの部分だけでよろしいんでしょうか。

議長 そうです。この細い部分。

16番 はい。分かりました。

議長 それでは、次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、2件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明でございます。

議案第3号の1、土地の表示は西砂町5丁目の1筆となります。面積は1,701.57㎡、申出事由は死亡でございます。

続いて、議案第3号の2、土地の表示は上砂町2丁目の2筆となります。面積は合わせまして991㎡、申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第3号について、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。番号1、粕谷委員、番号2、鳴島委員の順にお願いしたいと思います。

それでは、まず1番を粕谷委員、お願いします。

3番 この方は、先ほどの納税猶予の農地の地続きの北側に当たる部分です。境界は全て確認できましたし、農地も耕うんしてあり、草等もなく、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番、鳴島委員、お願いします。

7番 この方は、こちらのほうに現在住まわれていないんですが、実際はその都度来て対応しているというような状況です。特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、その他で何かございますか。

次長 1点、今後に向けた情報提供ということで、口頭で御説明させていただければと思います。

生産緑地におきまして市民農園を開設したいとの御相談がございました。御相談の内容は、納税猶予を適用されております特例農地に、都市農地貸借円滑化法を利用して、所有者ではない事業者が市民農園を開設したいとのことで、市内では初めてのケースでございます。

このたび、この場で議題として取り上げた意図といたしましては、1点目は今後の流れの御説明、2点目は開設までの農業委員会としての関わりについて、あらかじめ御承知おきいただきたく情報提供するものでございます。

市民農園の開設までの流れといたしましては、まず、所有者、市、事業者の三者間で、農地の管理方法等を内容とする協定を締結いたします。その後、事業者が利用者の募集や選考方法、貸付期間や費用など、適切な利用を確保するための方法等を内容とする貸付規程を作成いたします。

農業委員会といたしましては、当該貸付規程を御審査いただき、承認の採決を取ります。承認となりますと、事業者は所有者から農地を借り受け、農園利用者へ貸付けが可能となり、市民農園が開設できるという流れでございます。

今後、具体的な動きがございましたら、適宜御報告等をさせていただく形になろうかと思っておりますので、よろしく御承知おきいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

1点ちょっと聞きたいんですけれども、この農地は特例農地という、今、御説明だったと思います。それで、第三者に貸付けということで、これは市民農園の、以前、特例農地ではなかったところにも1点あったのは、マイファームという、そういったところが立川においてあったんですけれども、それと似たような事業者なんですか。それとも個人の方なんですか。この方は。

主事 事業者、法人のほうからのお話ということで承っております。

議長 そうしたら、この手続については今後詰めていくというような形になってくるわけなんですか。

主事 そのように捉えておきまして、机上に配付させていただいている、こちらのカラーのパンフレットをお手元に御用意いただきまして、最終面の4ページの一番下、例3というところで、

第三者が市民農園を開設する場合という、こちらのフローチャートが今回の該当になるかというところでございます。

農地の所有者、市町村で、実施団体、農地を所有していない者、今回こちらが法人という形でございまして、そちらは三者間のほうで協定を結びます。農業委員会としての関わりとしては、その後に貸付規程の作成を、そちらの法人のほうで執り行いますので、そちらについて、こちらの委員会のほうでお諮りをして御審議いただくという流れでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

そのほか、皆さんで御質問等がありましたら、お願いしたいと思えます。

井上委員、お願いします。

15番 市民農園と書いてありますので、例えば実施団体の人が、また会員なり何なりを募るということになるんですか。それとも、例えば実施団体とか農業法人とかなんかで一括して借りるのか。市民農園という意味と、実施団体の中身というのは、どういう形態のものを想定されているのか。今、申込みがどうなのか。それをちょっと聞きたいです。

係長 今、御相談いただいているところは、法人さんのほうが農地の所有者様から農地を借り受けて、そちらのほうを市民農園として区画等を整理し、希望される方に区画のほうを貸出しする形態を想定しているところでございます。

15番 サブリースみたいな形。

係長 そうですね。

議長 もう都内のほう、練馬とか、そういった地区は、そういった事業者、法人の方に結構、円滑法を利用して貸している農地がかなりあります。大体が使用貸借というような形で契約しているのが多いというのがあります。

ほかに御質問ありますか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、今後、こちらについては事務局から進行具合と

か、また報告なりがあるということで、よろしいでしょうか。
分かりました。

そのほかでございますか。

次長 特にございません。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は、4月26日火曜日、午後3時から205会議室となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後3時13分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員